

浪清山浄願寺 納骨堂 規則

(目的)

第1条 この規則は、浄土真宗の法義の伝道布教護持に資するご懇志上納者に対する特別のお扱いとしてご遺骨御預かり檀(以下「納骨檀」という。)を許可することに関しその基準を定め、その管理使用の適正化を図ることを目的とする。

(名称及び位置等)

第2条 浄願寺境内に納骨堂を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 光香殿納骨堂

位置 西尾市中畑町西側34番地 浪清山浄願寺境内

2 納骨堂(以下「光香殿」という。)の付属施設として、境内地に合祀墓「合同墓」を設置する。

(管理者)

第3条 光香殿は、宗教法人浄願寺(以下「管理者」という。)が管理する。

(開堂の時間)

第4条 光香殿の開堂は、原則として午前9時から午後4時までとする。

2 管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ日又は時間を指定して閉堂することができる。

(納骨檀等)

第5条 光香殿内に檀を設け、納骨檀とする。

2 納骨檀は、焼骨の収蔵の用に供するものとし、所定の納骨容器又は管理者が認めた容器を使用するものとする。

3 納骨檀には、人の焼骨及び礼拝のための用具以外のものを収蔵することができない。また、生花、供物等を用いた場合は、使用后直ちに持ち帰らなければならない。

4 光香殿内では、蠟燭、線香その他火気を使用することができない。

(使用できる者)

第6条 納骨檀を使用できる者は、浄土真宗本願寺派浪清山浄願寺の門信徒及び新たに門信徒となる者とする。

2 前項の規定にかかわらず、管理者が特に認めた場合は、この限りではない。

(使用の申込み等)

第7条 納骨檀の使用を希望する者(以下「納骨檀申込者」という。)は、納骨檀使用申込書(別記第1号様式)に必要な書類を添えて管理者に申し込まなければならない。

2 管理者は、前項の申込みがあったときは速やかに諾否を決定し、納骨檀使用承諾(不承諾)書(別記第2号様式)により納骨檀申込者に通知するものとする。

(納骨檀使用懇志金及び維持費冥加金の納入等)

第8条 前条により納骨檀使用の承諾を得た者は、別表に定める納骨檀使用懇志金及び維持費冥加金(以下「納骨檀使用懇志金等」という。)を10日以内に納入しなければならない。

2 納骨檀使用懇志金等の改定等は、浄願寺責任役員の決議により行う。

(使用权)

第9条 納骨檀申込者は、前条第1項の規定により納骨檀使用懇志金等を完納したときに納骨檀使用权者(以下「使用权者」という。)となり、管理者の指定する納骨檀を使用することができるものとする。

2 納骨檀の使用权は、永年とする。

3 使用权者は、その使用している納骨檀から合祀檀又は合同墓へ一部若しくは全部の焼骨を改葬することができる。この場合においては、使用权者は、管理者に改葬申込書(別記第3号様式)を提出しなければならない。

4 管理者は、前項の申込みがあり改葬を行うときは、これに立ち会うものとする。

(使用权の承継等)

第10条 使用权者の死亡その他の事由で納骨檀の使用权を承継した者(以下「祭祀を承継する者」という。)は、遅滞なく、管理者に納骨檀承継届出書(別記第4号様式)を提出し、その地位を承継するものとする。

2 使用权者は、その権利を譲渡し、若しくは転貸し、又は他人に使用させることはできない。また、債権の担保の用に供してはならない。

(使用権者の義務)

第11条 すでに使用権者である者も、新たに納骨壇に焼骨の収蔵をしようとするときは、あらかじめ納骨申込書(別記第5号様式)に所定事項を記載し、管理者に提出しなければならない。

2 使用権者が、その住所等を変更したときは、遅滞なく、納骨壇使用権者住所等変更届(別記第6号様式)により新住所等を管理者に届け出なければならない。

(納骨壇の返還)

第12条 使用権者は、権利を放棄する等その納骨壇が不要になったときは、直ちに管理者に納骨壇使用権返還届(別記第7号様式)を提出し、現状に復してこれを返還しなければならない。

(管理者による使用権の解除)

第13条 管理者は、使用権者が次の各号の一に該当すると認められた場合は、相当の期間を定めて通知を行い、その使用権を解除することができる。

- (1) 使用権者が死亡し、1年を過ぎても祭祀を承継する者が判明しないとき。
- (2) 使用権者の所在が不明となり、連絡が取れなくなって3年が経過したとき。
- (3) 本規則に反した行為又はこの法人や他の使用権者に迷惑を及ぼす行為があったとき。

2 前項の通知は、納骨壇使用権解除通知書(別記第8号様式)により行う。

この場合において、通知する相手方の所在が不明で通知が困難であると認められたときは、本堂所定の場所に2週間以上公示をして行うものとする。

3 使用権者は、第1項の規定により使用権を解除されたときは、その納骨壇を現状に復して管理者に返還しなければならない。

4 管理者は、使用権者が使用権を解除された後1年以内に、前項の措置を行わなかったときは、使用権者に替わって当該納骨壇に関する改葬の手続きをすることができる。

5 管理者は、第1項第1号又は第2号に定める事由により使用権を解除したときは、遺骨を合同墓に改葬することができる。

(納骨壇使用懇志金等の還付)

第14条 既納の納骨壇使用懇志金等は、還付しない。

(運営管理及び責任)

第15条 光香殿の清掃、環境整備等の日常管理及びそれに付随する法要事務管理に要する費用は、管理者に収められた納骨壇使用懇志金及び維持費加金をもってこれに充てる。

2 使用権者は、故意又は過失により光香殿内の設備等を破損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

3 光香殿内で起きた自然災害等の不可抗力による事故及び第三者によって生じた事故、盗難等については、管理者はその責めを負わない。

4 合同墓に収められた焼骨は、使用権者等に返還することができない。

(管理権に基づく措置)

第16条 使用権者は、管理者から整備、補修その他の必要のため対応を求められたときは、これを拒んではならない。

2 管理者は、合祀壇の管理上一部の遺骨を合同墓に移す必要が生じたときは、合同墓改葬通知書(別記第9号様式)により、使用権者に通知を行う等の必要な措置を行った後、合同墓に移すことができる。

3 前2項の場合には、管理者が代替場所及び改葬に伴う費用を補填する。

(告知)

第17条 管理者は、光香殿納骨堂法要、使用詳細、変更等必要事項は、本堂所定の場所に告知する。

(改廃)

第18条 この規則の改廃は、浄願寺責任役員会の決議により行う。

(雑則)

第19条 この規則の施行に関し必要な事項は、浄願寺責任役員会の決議により、別に定める。

附 則

1 この規則は、令和5年6月3日から施行する。ただし、第9条から第16条までの規定は令和5年6月27日から施行する。

2 納骨堂の円滑な運営に資するため、浄願寺納骨堂会計を設置する。

上記内容を確認し同意しました (20 年(令和 年) 月 日)

署名欄	
-----	--